平成２５年２月定例会

請願・陳情文書表

鳥　取　県　議　会

目　　次

請　願　の　部

請　願　一　覧　表……　1

福祉生活病院常任委員会……　3

陳　情　の　部

陳　情　一　覧　表……　5

総務教育常任委員会……　9

福祉生活病院常任委員会……１７

請　願　一　覧　表

福祉生活病院常任委員会・請願

受理番号及び受理年月日	所　管	件　名	提　出　者	備　考
福 ２５年－　３ （25. 2. 20）	福祉保健	「生活保護基準の引き下げをしないこと」を求める意見書の提出について	鳥取県生活と健康を守る会連合	

請願一覧表

福祉生活病院常任委員会・請願

受理番号及び受理年月日	所管	件名及び要旨	提出者及び紹介議員	審査結果
25年－3 (25. 2.20)	福祉保健	**「生活保護基準の引き下げをしないこと」を求める意見書の提出について** **▶請願理由** 国は、2006年度に老齢加算を廃止し、毎月の生活保護費を約２割減らした。その結果、「食事を１日２回にした」「知り合いの葬式にも出席できない」など、大変なくらしを強いられている。 国は、現在、生活保護基準切り下げを含めた来年度予算案を国会に上程している。 生活保護基準の引き下げは、利用している人たちのくらしをより一層大変にし、最低賃金や年金、就学援助など各種制度にも影響する。 国民生活の最低保護基準の土台をなす生活保護制度は国が責任を持って保障すべきである。 **▶請願項目** 以上の理由から、次の要望を実現するよう、地方自治法第99条の規定により国の関係機関へ意見書を提出いただくよう請願する。 １、生活保護基準の引き下げをしないこと。	鳥取県生活と健康を守る会連合 （紹介議員） 市谷知子 錦織陽子	

陳 情 一 覧 表

総務教育常任委員会・陳情

受理番号及び受理年月日	所管	件名	提出者	備考
総 ２５年－　２ （25.2.20）	未来づくり推進	永住外国人住民への住民投票権付与について	在日本大韓民国民団鳥取県本部	
総 ２５年－　５ （25.2.5）	議会	政務活動費に関する条例について	市民オンブズ鳥取、	

陳情一覧表

陳 情 一 覧 表

福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び受理年月日	所管	件名	提出者	備考
福 ２５年－　　１ （25. 2.19）	福祉保健	年金2.5%削減の中止を求める意見書の提出について	全日本年金者組合鳥取県本部	
福 ２５年－　　４ （25. 2.20）	福祉保健	生活保護費の基準引き下げをしないよう求める意見書の提出について	鳥取県社会保障推進協議会	

陳情一覧表

総務教育常任委員会・陳情

受理番号及び受理年月日	所管	件名及び要旨	提出者	審査結果
25年－2 (25. 2.20)	未来づくり推進	**永住外国人住民への住民投票権付与について** **▶陳情理由** 私たち在日韓国人住民は、その９割以上が日本生まれの日本育ちである。戦後半世紀以上、地域の一員として生活を営み、地域活動に参加するなど地域社会発展に応分の寄与をすると共に、県民税などの納税義務を履行し「共生・共栄」を願って「県民」としての義務を日本国民と同等に果たしている。 この間、貴自治体の理解もあり、在日韓国人に対する社会福祉制度の適用を始め、処遇面については徐々にではあるが改善されてきた。 ところで、鳥取県が検討している「鳥取県民参画基本条例（仮称）」では、住民投票の資格者が[全市町村に共通的に協力を仰ぐため、現行の公職選挙法の有権者と同じにする]となっており、昨年７月９日より住民基本台帳に記載されるようになった我々を排除する方針のようであるが、鳥取県内では日吉津村、気高町（合併前）、智頭町、江府町、北栄町（常設型）が永住外国人に住民投票権を付している（2013 年２月 10 日現在）。住民投票権付与に対し、県内それぞれの自治体が個別の対応をしているが、県単位においては是非とも、各自治体の模範となるべく、「県民」に分け隔てなく平等に住民投票権を付与すべきと考える。分権の進展と共に自治体主導で永住外国人住民の地方自治参画を積極的に許容しており、滋賀県米原町（現米原市）が永住外国人に住民投票を認めて以来、226 自治体が同様の条例を制定している。「地方自治法で定める住民は国籍を問わない」とある。普遍的な人権の理念に照らし鳥取県が制定を目指す「県民参画基本条例」住民投票制度（常設型）の有資格者に県内在住永住外国人を含めるべきであることを陳情する。	在日本大韓民国民団鳥取県本部	

		一、生活に直結する諸問題に関し、地方議会が独自に住民投票を実施する自治体が増えている。貴自治体が「県民参画基本条例」を制定する際には、地域社会の発展のために積極的に参与している永住外国人を除外することなく、同じ住民として住民投票に参加できるよう、貴自治体の格別なる措置をお願いする。 二、住民投票において、投票資格を日本国籍のみに限定することは、住民全体の意思を問う本旨に反するものである。永住外国人住民は「同じ住民」であるという認識のもとに、町づくりの発展に私たちも同じ条件で参加できるよう、貴自治体の積極的なご配慮をお願いする。 三、国際化時代を迎え、外国人住民との多文化共生の実現が求められている。これからの日本社会に求められているものは、これまでのように外国人住民を排除するのではなく、人権を尊重し、同じ住民として受け入れていく寛容な対応である。少なくとも永住資格を持つ外国人住民には、住民投票資格を付与すべく、ここに陳情する。 **▶陳情事項** 鳥取県が制定を目指す「県民参画基本条例」住民投票制度（常設型）の有資格者に県内在住永住外国人を含めること。		
25年－5 (25. 2. 5)	議　　会	**政務活動費に関する条例について** **▶陳情の理由** 1　地方自治法第100条第14項から第16項の改正 （1）私達は、これまで、議員に交付される政務調査費が、議員の第二の給与のような使われ方がされていないとは言い切れないことから、支出の透明化を求めるとともに、使途をチェックし、政務調査費の使途の健全化を求めてきた。 全国各地でも、政務調査費の使途を問題とする住民訴訟が提起され、その件数は70件を超えている。そのうち51件の判決で支出の一部が違法と認定されている。 鳥取県においても、その実態は、市民オンブズ鳥取が2006	市民オンブズ鳥取	

		年5月15日、2008年10月2日、2009年10月15日、2011年4月26日に行なった監査請求等で明らかにしているところであり、2011年4月26日に行った監査請求の結果、政務調査費370,372円が返還され、県外政務調査活動の交通費について実費を原則とする取扱いとするよう同年9月26日に政務調査費議員必携（ガイドライン）が改正された。 （2）一方、2012年8月に改正された地方自治法第100条第14項は「政務調査費」を「政務活動費」と改称し、交付の目的について「その他の活動」の6文字を付加した。 　そして、全国都道府県議会議長会は、上記の地方自治法第100条の一部改正に伴い、2012年11月9日に、「○○（都道府）県政務活動費の交付に関する条例（例）（平成24年11月2日役員会決定）」（以下「条例（案）」という。）を各都道府県議会に示した。 （3）条例（案）は政務活動費の無限定な支出を誘発するおそれがあるといわざるを得ない。そこで、貴議会では条例改正にあたって、支出が無限定とならないために、支出に限定を設けて、許容されるものと許容されないものを明示することおよび、支出の透明性を実現する条項を定める内容の条例改正を求める。 （4）市民オンブズ鳥取は、貴議会に対し、2012年9月20日付で「市民オンブズ鳥取は各地のオンブズと共に改正法国会成立に強く抗議したところであるが、貴鳥取県知事、鳥取県議会におかれては、今後、この改正法を安易に受け入れて、『その他の活動に資するため』を鳥取県条例に入れ込んだりすることがないようにされたい。」と申入れをし、更に同年12月6日に、追加して申入れを行った。 　内容は2012年12月6日付申入れと重複するが、委員会に付託されたく、本陳情を行う。 2　陳情の趣旨1項について （1）法改正に伴い、条例がどのように制定・改正されるのかについて、我々はもとより、県民や各マスコミも、その動向を注視している。本改正に安易に便乗し、政務調査費の使途を調査活動外に拡大するような改正は、もとより戒めなけれ		

		ばならない。 （2）そもそも、政務調査費の名称が政務活動費に変更されたが、これは議員の調査権限を規定されるものである以上、議員・会派の調査活動と無縁な活動への支出を許すものではない。 　また、同様に、改正法が「その他の活動」を加えた趣旨も、調査活動に関連しない行為への支出を許すというものでもない。議員が行う活動が会派・議員の調査活動に属することを前提として、それ以外の活動に資するものにも費用を支出する余地を認めるという趣旨であり、これまで裁判所が許さなかったものに対してまで支出を許すような改正ではないというものである。 （3）かかる観点からみると、今回、条例（案）の第２条ならびに別表１・２では、多くの自治体が政務調査費の支出を許容してきた「調査研究、研修、各種会議への参加、広報」以外に、調査活動からはみ出るおそれがある「広聴、要請陳情、住民相談」が加えられている点は問題である。これらはこれまでの政務調査費条例では明示されておらず、使途が認められてこなかったものであり、地方自治法第100条の趣旨を勘案すれば基本的には議員・会派の調査研究の範疇に入るものではない。 （4）したがって、条例（案）がこれを定めていることは法の拡大解釈と言わざるを得ないが、少なくとも無限定に使途を認めるものではなく、議員・会派の調査活動に密接に関連するもののみ、費用を支出する余地が認められるべきであり、これが条文上明白に理解できるよう、支出目的に限定を設けることが必要である。 （5）よって、地方自治法第100条第14項から第16項の改正に基づく政務活動費に関する条例の制定・改正にあっては、陳情の趣旨１項の通り、「議員、会派の調査活動と密接に関連するものに限定し、調査活動に関連しない行為への支出を許さない厳格な使途基準を定められること」を陳情する。 ３　陳情の趣旨２項について （1）改正法において重視すべきは、第100条第16項である。		

		同項は、支出の透明性を述べている。 改正法があえて第 100 条第 16 項に透明性を求める条項を入れたのは、改正によって調査活動とは無縁の支出を助長することを警戒し、これを住民の目で監視することで、違法・不当な支出を防止するとともに、会派・議員の説明責任を尽くさせようとした点にある。 すなわち、領収書の開示程度に止まる多くの議会の運営が不十分であることを前提として、会派や議員において作成しているはずの出納簿等や視察報告書などの記録を透明化することを命じていることは明らかである。 （2）したがって、全国的にこれまでに条例化されてこなかった会計帳簿（○○（都道府）県政務活動費の交付に関する規程（例）第６条で調整すると記載があるもの）や、会派・議員の活動実態をより透明化する活動報告書・視察報告書の作成を条例で会派、議員に義務付け、議長に提出することを明記することが法の趣旨に適する。 この点、鳥取県においては、市民オンブズ鳥取が、毎年、住民監査請求を行った上で申入れを行う等してきたことにより、政務調査費議員必携（ガイドライン）は、収支報告書、出納簿、領収書、政務調査活動報告書、自動車使用記録簿の提出をするよう定めており、鳥取県は、全国と比すれば一歩進んでいるようにも見える。 しかしながら、2011 年９月 26 日に改正された政務調査費議員必携（ガイドライン）においても「鳥取県議会議員の中には、独自に按分率を決めているにもかかわらず、その按分率の根拠については、明示・説明がない議員がおり、これでは説明責任を果たしていない」等の問題があり、市民オンブズ鳥取は、改正された政務調査費議員必携（ガイドライン）の問題点について、2011 年 12 月２日に、貴議会に対し、「意見書」を提出している。 また、2012 年７月４日に、市民オンブズ鳥取が政務調査費の出納簿、報告書、政務調査費補助員に関する資料等の公文書公開請求をしたところ、貴議会は、「政務調査費補助員の住所、給与の額等」、「支出、購入先事業者名」を非開示と		

		し、市民オンブズ鳥取は、これに対し、2012年9月11日に異議申立てを行なった。 2012年11月30日、この異議申立ての諮問に対し、鳥取県議会情報公開審査会は、「支出、購入先事業者名」について、「公費である政務調査費の支出、購入には、『政治活動に支障を及ぼすおそれ』が介入する余地は少なく、あっても極めて限定的に適用されるべきである。」とし、支出、購入の相手方が個人の場合で、情報公開条例第8条第2号の個人情報に該当するものを除き開示すべきと答申し、2012年12月11日に、貴議会は、同答申に沿うように原処分を変更する決定を行っている。 また、「政務調査費補助員の住所、給与の額等」については、個人情報であることを理由に「非開示は妥当」としたものの、「本件の政務調査費補助員への支出に係る書類は、鳥取県政務調査費交付条例第6条第2項の規定により議会事務局長に提出しているものであるが、実際に提出された書類の中には1か月の給料額の支払一覧だけの添付にとどまるなど勤務実態の具体性に乏しいものもあり、勤務実態を裏付けるものには至っていない。」と答申した。 更に、鳥取県議会情報公開審査会は、同答申において、「現在は政務調査費補助員に係る証拠書類は、勤務実態を裏付けるものとしては不十分であり、また、政務調査費の原資が税金であることから、雇用実態が正確に反映される観点で、議員が報告すべき証拠書類を統一した様式にするなど改善・工夫すべきである。」と附帯意見を述べている。 また、2012年11月28日、県監査委員（岡本康宏代表監査委員）は貴議会議長に対し、政務調査費の使途の明確のため、政務調査費議員必携（ガイドライン）を見直すよう申入れを行っている。 これは、定期監査での指摘事項ではなかったが、補助員の人件費では、親族と思われる者を雇用したり、県議の関係企業から職員派遣や出向が行われたりしているとし、「県民の理解が得られにくい」とした。また、補助員の勤務実態が不明確だとし、賃金台帳や勤務簿などの提出も義務付けるよう		

		検討を求めた。事務所の維持修繕費についても賃貸事務所の修繕費に使った例があったとし、維持修繕費を政務調査費に充当する場合の基準を検討する必要があるとした。 　これらの透明化を義務付けることは、鳥取県議会にとって、とりわけ重要な課題といえる。 （３）なお、議会に提出される都道府県議会の政務調査費の領収書の写しは数万枚にも及び、県民が複写を取るだけでも莫大な費用がかかり、透明性に欠けているのが現状である。 　市民オンブズ鳥取においても、毎年、政務調査費の使途の分析のために、政務調査費に関する公文書公開請求をしてきたが、毎年、数千円から数万円の開示費用を支払って入手してきた。 　逆に愛知県議会では、議会事務局で２万枚を超える全領収書を PDF 化し、CD-R ３枚 210 円にて開示請求に対応している。函館市議会では、全領収書だけでなく、収支報告書・会計帳簿・支出伝票・領収書・出張報告書などすべて、市議会公式 web に掲載し、透明化を図っている。 　貴議会に対して、上記の県、市のようにするなど、その改善を求める。 （４）よって、地方自治法第 100 条第 14 項から第 16 項の改正に基づく政務活動費に関する条例の制定・改正にあっては、陳情の趣旨２項の通り、「透明性を確保する方策を条例に明記すること。」を陳情する。 ４　陳情の趣旨３項について （１）今回の地方自治法の改正目的は、「議員活動の活性化を図るためにこれを行なうものであることを踏まえ、その運用につき国民の批判をまねくことのないよう、改正趣旨の周知徹底と併せ、使途の透明性の向上が図られるよう、特段の配慮を行なうこと」と法改正の趣旨が述べられている。 （２）これを実現するためには、現行の野放図な運用の実態にかんがみ、当事者である議会でのみ検討することでは実現されない。 　よって、地方自治法第 100 条第 14 項から第 16 項の改正に基づく政務活動費に関する条例の制定・改正にあっては、議		

		会でのみ検討するのではなく、陳情の趣旨３項の通り、「議会選出委員・学識経験者・公募による住民の代表による政務活動費検討委員会をつくり、公開の場で『喧々諤々、議論をして』（衆議院総務委員会における、提案者の趣旨説明）透明性のある運用とそれが可能となる規定を網羅した条例案を完成させること、広く県民の理解を求めるため、パブリックコメントを行うこと」を陳情する。 **▶陳情の趣旨** 地方自治法第100条第14項から第16項の改正に基づく政務活動費に関する条例の制定・改正にあたって、 １　議員、会派の調査活動と密接に関連するものに限定し、調査活動に関連しない行為への支出を許さない厳格な使途基準を定めること ２　透明性を確保する方策を条例に明記すること ３　議会選出委員・学識経験者・公募による住民の代表による政務活動費検討委員会をつくり、公開の場で「侃々諤々、議論をして」（衆議院総務委員会における、提案者の趣旨説明）透明性のある運用とそれが可能となる規定を網羅した条例案を完成させること 　広く県民の理解を求めるため、パブリックコメントを行うこと を求める。		

福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び受理年月日	所管	件名及び要旨	提出者	審査結果
25年－1 (25.2.19)	福祉保健	**年金2.5%削減の中止を求める意見書の提出について** **▶理由** 昨年11月16日には、衆議院解散に先立ちほとんど審議されることのないまま、今年10月から3年間で年金を2.5％も削減する法律が成立した。 物価スライド「特例水準の解消」を理由としているが、これは2000年から2002年に消費者物価指数が下がった時に高齢者の生活と経済への悪影響を避けるために年金を据え置いた措置である。 灯油など生活必需品の値上げ、復興税や各種控除の縮小による増税、社会保険料の増額などで高齢者の生活が厳しさを増している今、10年以上も遡って年金を引き下げる理由はない。来年4月からの消費税引き上げが重なるならば、その深刻さは計り知れない。「特例水準の解消」は毎年0.9％以上も年金を削減するデフレ下のマクロ経済スライドに連動し、限りない年金削減の流れが作られようとしている。 年金削減は、高齢者だけの問題ではない。高齢者の大幅収入減は地域の経済に大きな影響を与え、自治体の税収減にも直結することはいうまでもない。深刻な不況が続く日本経済への打撃も看過できない。 本来、物価スライドは、物価高騰に対して年金の目減りを回避するためのものである。年金削減の手段とするのは本末転倒である。 **▶陳情事項** 不況をより深刻にする年金2.5％削減の実施を中止するよう、地方自治法第99条の規定による意見書を国に提出されるよう陳情する。 1、2013年10月からの年金2.5％削減を中止すること。	全日本年金者組合鳥取県本部	

福祉生活病院常任委員会・陳情

25年－4 (25. 2.20)	福祉保健	**生活保護費の基準引き下げをしないよう求める意見書の提出について** **▶陳情趣旨** 厚生労働省は、社会保障審議会の生活保護基準部会と生活困窮者支援特別部会の報告を受けて、来年度予算での生活保護基準の引き下げと、生活保護の改悪案づくりを進めている。今回の審議会では、生活保護を利用していない低所得者との比較で、生活保護受給者のほうが支給額が多いことが指摘されているが、本来生活保護費を受給できる低所得者層の消費支出が生活保護基準を下回っているからとして、生活保護水準を引き下げることを許せば、憲法25条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」の水準を際限なく引き下げていく恐れがある。 保護費の基準の引き下げは、生活保護を利用している人のくらしをいっそう深刻にし、国民生活全体の引き下げにつながるものとなる。現在の生活保護基準でも、真夏や真冬の冷暖房の節約に苦心し、冠婚葬祭への出席を諦めたり、食事の回数を減らしている人すらいる。 また、生活保護費の基準は、最低賃金、老齢基礎年金、住民税課税基準や国民健康保険料（税）と医療費、介護保険料、保育料の減免基準や就学援助の適用基準などと連動している。保護基準の引き下げが行われれば、こうした制度を利用できなくなる人が急増し、いっそう「貧困の連鎖」が強まる。 **▶陳情事項** 生活保護受給者の切実な声に耳を傾けていただき、国の関係機関へ、基準の引き下げ中止を求める意見書を提出するようお願いする。 1、国民生活に影響を与える生活保護基準の引き下げをしないように国に意見書を提出すること。	鳥取県社会保障推進協議会	

福祉生活病院常任委員会・陳情